

公共ます等設置工事

施工業者のみなさまへ

業者登録について

令和4年1月31日（月）
までに登録申請しないと
新年度（令和4年）4月1日の
契約に間に合いません！！

令和4年度から“公共ます等設置工事”の契約には
「001土木工事」、 「009管工事」両方の登録が必要となります。

必ずご確認を！

次年度の業者登録は姫路市契約課（本館2階）で申請受付中です。

令和3年度までは移行期間です。

現在は、宅内設備工事との関係性から「001土木工事」、「009管工事」のどちらかの登録があれば契約していますが、令和4年度からは完全移行となり、「001土木工事」、「009管工事」の両方の登録がないと契約できません。